

- 総則に示した事項
- 学習指導要領をはじめとする国及び教育委員会の示す指針の趣旨が十分に生かされ、そこに示された基準が満たされているか。
- 学校の教育目標が、学校の教育活動全体を通じて十分追求され、成果をあげているか。
- 児童生徒の実態と適合するよう教育課程が編成、実施されているか。
- 教職員や施設・設備等の諸条件と適合するよう教育課程が編成、実施されているか。
- 保護者や地域社会の期待に応えうる教育課程になっているか。

ウ 評価の方法

- 全教職員の共通理解を図り、適切な評価の組織の下で協力して組織的に進めること。
- 教育課程の評価を学校の年間計画の中に位置付けるなどして計画的に進めること。
- できるだけ多面的で継続的な評価による客観的な評価となるようにすること。
- 児童生徒の学習への取組の姿や変容の状況、学習の成果など、多様な評価資料を基に教育活動の状況を把握すること。

(5) 教育課程の改善

① 改善の意義

教育課程の評価に続いて行わなければならないのは、その改善である。教育課程についての評価が行われたとしても、これがその改善に活用されなければ、評価本来の意義が発揮されない。教育課程の改善は、編成した教育課程をより適切なものに改めることであるが、これは教育課程を地域や学校の実態及び児童生徒の心身の発達段階と特性等に即したものにすることにほかならない。この意味から、学校は教育課程を耐えず改善する基本的態度をもつことが必要である。このような改善によってこそ学校の教育活動が充実するとともに質を高めて、その効果を一層あげることが期待できる。

② 改善の方法

各学校の創意工夫によって具体的には異なるが、一般的には次のような手順が考えられる。

- ア 評価の資料を収集し、検討すること。
- イ 整理した問題点を検討し、原因と背景を明らかにすること。
- ウ 改善案をつくり、実施すること。